

県内学生と工芸品をつなぐ！映像制作インターンシップ事業 企画提案競技審査要領

1 目的

この審査要領は、「県内学生と工芸品をつなぐ！映像制作インターンシップ事業」業務の委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものである。

2 企画提案競技審査委員会の設置等

- (1) 秋田県産業労働部商工業振興課内に「県内学生と工芸品をつなぐ！映像制作インターンシップ事業」業務企画提案競技審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。
- (2) 審査委員会は、提出された企画提案書、見積書その他の書類により審査を行う。
- (3) 審査委員会は、次の者をもって構成する。
 - ・商工業振興課長
 - ・商工業振興課長が指名する者2名
- (4) 審査委員会の委員長は、商工業振興課長が務める。
- (5) 委員の任期は、契約相手方の決定の日までとする。

3 審査委員会の開催

- (1) 審査委員長は、審査委員会を招集し、会議を主催する。
- (2) 審査委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- (3) 審査委員会は非公開とする。
- (4) 委員長が認める場合、委員から指名を受けた者が代理として審査委員会に出席することができる。

4 審査方法等

- (1) 委員又は委員の代理は、(別紙1) 企画提案競技審査票に基づき審査を実施し、評点を付す。
- (2) 審査は総合的に評価し、委員の協議により選出された第1位順位者を契約候補者とする。ただし、各委員の総合評価点数の平均が60点未満である場合には、選定しない。

5 その他

この審査要領の定めるもののほか、審査委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が審査委員会に諮り、これを定める。

企画提案競技 審査票

審査項目	審査の観点	配点
1 参加者の募集・周知広報	<ul style="list-style-type: none"> 参加者の募集に係る周知範囲や広報媒体の選択は妥当なものか。 参加者の選定方法が具体的に示されているか。 	5
2 インターンシップの実施	<ul style="list-style-type: none"> インターンシップ実施地域内でのスムーズな活動のための交通手段が確保されているか。 参加者の安全に配慮した措置（保険加入等）等が講じられているか。 インターンシップのプログラム案が具体的に示されているか。また、その内容が、受入企業の業務や伝統産業への認識を深め、産地の魅力発信に寄与するものとなっているか。 	20
3 講師の配置や講師による指導内容等	<ul style="list-style-type: none"> 講師の選定に当たっては、委託内容を履行するにあたり必要な経験や実績を持つものであるか。また、その選考方法等は、透明性が確保されているか。 講師による指導プランや講習内容は制作技術のみに偏らず、安全や権利等の基本的ネットリテラシーを含む内容を計画しているか。 	15
4 広報プラン	<ul style="list-style-type: none"> 出来上がった映像の公開方法等の案が具体的に示されているか。 	5
5 受入先の支援	<ul style="list-style-type: none"> 事業成果の活用案や伴走方法が具体的に示されているか。 	5
6 全体事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 仕様書の内容を十分に理解した上で全体設計がされているか。 提案内容は全体を通して具体的かつ実現性があり、スケジュール感も妥当なものか。 	15
7 独自提案	<ul style="list-style-type: none"> 事業効果を高める創意工夫等が盛り込まれているか。 	10
8 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 必要なノウハウやスキル等を有する担当者が配置され、確実な業務遂行が可能な体制となっているか。 事業進行に必要なスタッフが確保されているか。 類似する業務を遂行した実績を有しているか。 	10
9 見積金額	<ul style="list-style-type: none"> 費用が内訳毎に明確に示され、予算の範囲内で経済的かつ妥当な金額か。 	5
10 賃金水準の向上及び女性の活躍推進に係る取組	<ul style="list-style-type: none"> ※別紙2の評価基準により加点する。 	10
計		100

賃金水準の向上及び女性の活躍推進に関する取組への配点

評価項目	審査基準		配点	
	大区分	小区分		
賃金水準の 向上（5点）	給与等受給者一人 当たりの平均給与 額の対前年増加率	1.5%以上	3	
		2.0%以上	4	
		3.0%以上	5	
女性の活躍 推進（5点）	一般事業主行動計 画の策定・届出	従業員数 100 人以 下の企業	女活法	0.25
			次世代法	0.25
	えるぼしチャレン ジ企業認定（※）			1
	法令に基づく認定	女活法	えるぼし	1.5
			プラチナえるぼし	2
		次世代法	くるみん	1.5
			プラチナくるみん	2
		若者雇用促進法	ユースエール	0.5
	秋田県知事表彰の 受賞	女性の活躍推進企業表彰		0.5
		子ども・子育て支援知事表彰		0.5
男女共同参画社会づくり表彰		0.5		

※「えるぼしチャレンジ企業認定」は、令和4年5月から導入する県の認定制度で、主な要件は、えるぼし認定基準に掲げる「女性の採用」等の数値目標を達成し、えるぼしの取得を目指した実施計画を有する中小企業としている。

注1 賃金水準の向上については、最も配点が高い区分により配点を行う。

注2 女性の活躍推進については、複数の大区分に該当する場合、その合計点により配点を行う。

注3 「法令に基づく認定（女活法）」に該当する場合は、「えるぼしチャレンジ企業認定」の配点は行わない。

注4 女活法：女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）

次世代法：次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）

若者雇用促進法：青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）